

議員提出第6号

有機農業耕作地拡大のための支援策の強化を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年6月14日

提出者 吉川市議会議員 岩田 京子

賛成者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

〃 齋藤 詔治

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

## 有機農業耕作地拡大のための支援策の強化を求める意見書

令和3年5月に農水省が「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年に有機農地を耕作面積の25%にすることが掲げられました。これは現在の有機農業の面積を約50倍に増やす計画です。ちなみにEUではSDGsの目標年2030年に25%増の目標を打ち出し、来年立法化を目指す予定です。日本で耕作地拡大を実現するためには有機農業に関する知識の醸成と実践、そして、何よりもそれに適した「種」の確保です。

国連を含め世界各国で、気候危機を含む環境問題、食料問題、健康問題等の解決策として、アグロエコロジー（農業生態学）の推進・普及が共通課題となっています。アグロエコロジーは環境と調和した社会を作るための科学であり、諸外国では大学での研究が進み、多くの成果が出ています。日本でもアグロエコロジー研究を推進し、国際的な知見と共に、体系だった学問を確立することが求められます。大学などでの教育が推進されれば、若者の力が発揮され、有機農業の更なる発展が期待できます。科学的な実践と経験的な実践の相乗効果を生み出していく必要があります。

もう一つの課題は「種」です。海外では、在来種を保全・活用するための支援政策を設け、有機農業を後押ししています。一方で、農水省では有機種子を販売している民間業者をHPで紹介するに留まっています。供給できる在来種の種子には限りがありますが、有機に限らず、種採り農家の手間は多く、収入は限られ、跡取り不在という苦境にあります。さらに、化学肥料と農薬で育てられた種で作った農産物はEUでは有機とはみなされず、自衛策として、一度有機栽培して自家増殖しなくてはなりません。種苗法の中で、自家増殖は許諾制となっているため、種採り農家は何重もの負担を強いられています。種取り農家を増やすための政府による支援が必要です。

さらに、有機農業では「ゲノム編集」などの遺伝子操作種苗を使うことは許されません。種苗に「ゲノム編集」などの遺伝子操作の有無を表示することを義務化することはこの戦略の成功に不可欠です。

2050年100万haの有機農業の取り組み面積をめざし、それに不可欠な「種」の確保とアグロエコロジーの確立のために以下を求めます。

- 1) 有機農業推進政策の中にアグロエコロジーを明確に位置付け、体系的に学ぶ教育や研究の推進。
- 2) 種とり農家を増やすための支援。有機種苗の自家増殖の許諾を不要とし、有機農業に適した種苗の生産、また流通に対する支援。
- 3) ゲノム編集されている種苗に対する表示の義務付け。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月14日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
文部科学大臣